



島根県報

平成30年10月26日（金）

第3,052号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
保安林の指定の解除	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定施業要件の変更	（ " ）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	3

【公 告】

島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定再生手続開始申立等事業者の指定	（中 小 企 業 課）	4
---------------------------------------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県警察本部庁舎及び島根県運転免許センターで使用する電気調達に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	4
職務情報管理システムの画面及び帳票変更業務委託に係る随意契約の相手方等	（ " ）	7

【選管告示】

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長の選任		7
-------------------------------	--	---

告 示

島根県告示第682号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市久手町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

小谷 勇雄 大田市久手町羽根西1202

2 就任年月日

平成30年3月19日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

松井 文子 大田市久手町刺鹿1219

島根県告示第683号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字石原3370-1（次の図に示す部分に限る。）、3370-2、3376・3377（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第684号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町東平原587、588、910、912-1から912-4まで、1233、1234-1、1235、1236-1、1237から1239まで、1244、1245、1247、1271-1、1490、1491-2

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
浜田市三隅町東平原1238（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第685号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成30年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス乃白店 島根県松江市乃白町2009番外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹 東京都中央区銀座八丁目13番1号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）J A三井リース建物株式会社 代表取締役 保崎 隆行 東京都中央区銀座八丁目13番1号
（変更後）J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹 東京都中央区銀座八丁目13番1号
- (4) 変更の年月日
平成30年4月1日

2 届出年月日

平成30年10月17日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び

主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第3条第6号に規定する指定再生手続開始申立等事業者を次のとおり指定したので公告する。

平成30年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

番号	名 称	住 所	指定期間
30-2	株式会社山本工務店	島根県出雲市平田町7668	平成30年10月10日 ～ 平成31年10月9日

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成30年10月26日

島根県警察本部長 今 村 剛

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

ア 島根県警察本部庁舎で使用する電気調達 一式

イ 島根県運転免許センターで使用する電気調達 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 調達期間

平成31年（2019年）4月1日から平成34年（2022年）3月31日まで

(4) 調達施設

ア 島根県松江市殿町8-1 島根県警察本部庁舎

イ 島根県打出町250-1 島根県運転免許センター

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) 庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）第5条の規定により、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登載された者であること。
- (5) 島根県が行う庁舎の電気供給業務の契約に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に掲げる条件を満たしている者であること。
- (8) 電気の供給を開始する日から、確実に安定した供給ができる者であること。
- (9) 入札説明書において示す「誓約書」を提出できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852-26-0110（内線2241、2242）
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
平成30年10月26日（金）から同年11月21日（水）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。
- (3) 入札説明会
行わない。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所等
ア 日時
(ア) 1(1)アに係るもの 平成30年12月14日（金）午後2時
(イ) 1(1)イに係るもの 平成30年12月14日（金）午後3時
イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階第2小会議室
ウ 開札 即時開札
エ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、平成30年12月13日（木）午後4時までには到着していること。
- (5) その他
ファクシミリ及び電子メールによる入札は、認めない。

4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた額を調達期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約期間における予定使用電力等による相当金額を調達期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、平成30年11月26日（月）正午までに、入札説明書に定める申請書及び所定の提出書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない（郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による提出にあっては、提出期限内に到着していること。）。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

8 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

11 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他必要な措置を講ずるものとする。

12 契約書作成の要否

要する。

13 その他

詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Subject matter of tender :

a Name of procurement : Supply of Electricity to be used by Shimane Prefectural Police Building.

b Name of procurement : Supply of Electricity to be used by Driver's License Center, Shimane Prefectural Police Building.

(2) Bid tendering Date :

a 2 : 00 p.m. December 14, 2018

b 3 : 00 p.m. December 14, 2018

(Bids by Post must be received by 4 : 00 p.m. December 13, 2018)

(3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,

Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane Prefecture, 690-8510,
Japan

TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年10月26日

島根県警察本部長 今 村 剛

1 件名及び数量

職務情報管理システムの画面及び帳票変更業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年9月3日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社江守情報 代表取締役社長 山本 昇 福井県福井市順化一丁目24-38

5 随意契約に係る契約金額

30,564,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号

平成30年10月18日開催した鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会において、次の者を鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長に選任した。

平成30年10月26日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

鳥取県米子市八幡224-4 相 見 慎